平成２２年（フ）第１３２７号
福岡県大野城市栄町２丁目２番６号　みかどビル301号
債務者　大畑　裕志
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４３６号
福岡市博多区諸岡３丁目27番45―405号
債務者　南　　美穂
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８０４号
福岡市城南区干隈２丁目52番17号
債務者　堤　　伸一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８０５号
福岡市城南区干隈２丁目52番17号
債務者　堤　利津子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８２９号
福岡市博多区築港本町１番７―707号
債務者　大宅ひとみ
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８９１号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番５―203号
債務者　服部　ゆり
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９６４号
福岡市西区今宿２丁目６番２号
債務者　中村　和人
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９６５号
福岡市西区今宿２丁目６番２号
債務者　中村美佐子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１１２号
福岡市東区唐原４丁目２番16号
債務者　横山　輝幸
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１８７号
福岡県直方市湯野原２丁目８番１号
債務者　田川　千恵
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２２４号
福岡市早良区原４丁目８番５―204号
債務者　宮崎　清隆
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２９６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2763番地２エクセレンス仲原302号
債務者　井上　明江
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３６２号
福岡市中央区大手門３丁目12番４―503号
債務者　中本　公之
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３７０号
福岡市博多区比恵町17番12―1102号
債務者　魚住　周平
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３８５号
福岡県筑紫野市大字天山686番地８
債務者　村山　和義
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４０８号
福岡市博多区博多駅東３丁目６番11―911号
債務者　馬淵　智彦（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４４４号
福岡県大野城市瑞穂町４丁目２番15―106号
債務者　江口　瑞保（旧姓江島）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４５７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字内住3658番地１
債務者　藤野　正彦
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部